

平成 28 年 2 月 10 日

加盟校
相撲部・監督 各位

(公財)日本相撲連盟
医事委員長 南 和文
(公印省略)

未成年選手の親権者による同意書提出の義務について

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本連盟に対し、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2015 年 1 月 1 日より世界の全てのスポーツに課される、世界アンチ・ドーピング規程(World Anti-Doping Code)の国際基準、並びに日本アンチ・ドーピング規程が改定されました。

改訂版 2015 年世界アンチ・ドーピング規程では、「未成年」を「18 歳未満」と規定しています。しかし日本の法律では「未成年」は「20 歳未満」ですので、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)では、日本の法律にのっとり、「未成年」を「20 歳未満」と定義致しました。

これにともない日本女子相撲連盟は、同封の平成 28 年度年間予定表に掲載されている大会に出場する可能性のある、20 歳未満の未成年選手全員に、親権者からの同意書の提出を義務と致しました。

同意書は、同封のものをコピーして使用するか、日本相撲連盟ホームページでダウンロードして、日本女子相撲連盟事務局へ提出してください。

なおこの同意書は、一度ご提出いただければ 20 歳まで有効となります。

以上よろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

敬具

” U20 “

未成年者の方で、スポーツに参加する方々へ！

～2015 年 1 月より、親権者による「同意書」への署名が必要となります～

詳細は、JADA ホームページをご覧ください。

<http://www.playtruejapan.org/disclosure/u20-agreement/>